

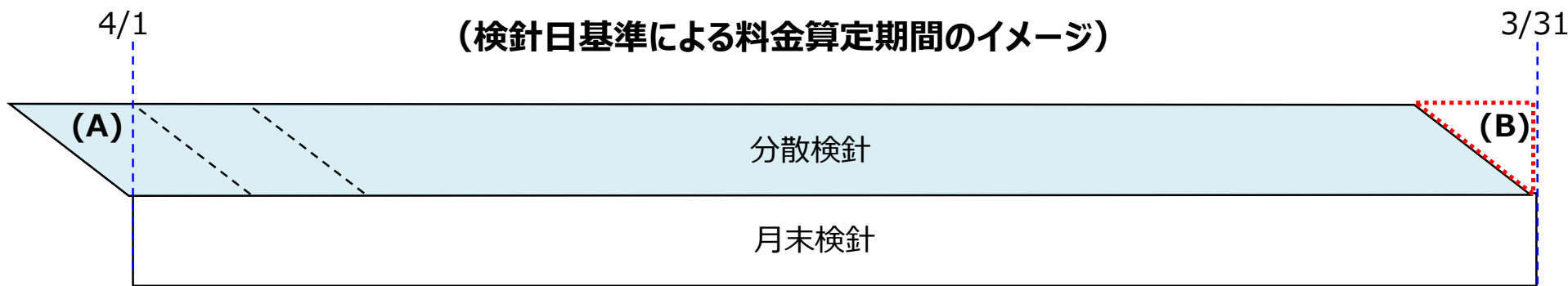
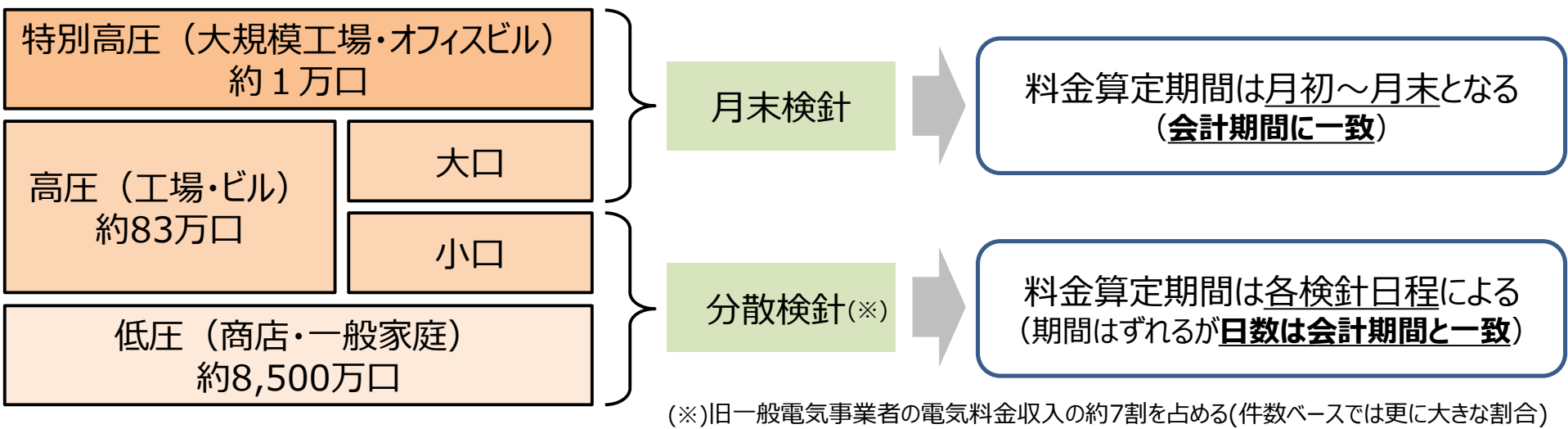
収益認識に関する会計基準における 電気料金の見積りの取扱いについて

2020年8月17日
電気事業連合会

1.これまでの振り返り	4～6
2.今回のご説明内容	
(1)要望の背景	8
(2)見積りの方法	10～17
(3)見積り結果および評価	
・ 見積り結果	19～20
・ 見積り結果・手法の評価	21～26
・ 各社監査人の意見 等	27～31
3.ご検討いただきたい事項	33

1.これまでの振り返り

- 従来より、旧一般電気事業者は、電気事業会計規則に基づき、検針日基準により電気料金収入を計上
- 月末検針需要の収益認識期間は会計期間に合致するが、分散検針需要は合致しない
- しかしながら、曜日や気温による変動等はあるものの365日分の確定収益であることから、原則法と同等と評価できる



(1) 弊会としてのコメントレターの提出

- 2017年7月に収益認識に関する会計基準の公開草案が公開され、意見募集がなされました。（～2017年10月）
- それを踏まえまして、弊会として2017年10月に、コメントレターを提出させていただきました。
- コメントレターの内容の骨子は以下の通りです。

<要望事項>

- 電気事業においては、検針日基準を継続できるよう、適用指針において「代替的な取扱い」として規定いただくなどの措置を講じていただきたい。

<主な理由>

- 検針日基準による収益の算定期間は会計期間とはずれが生じているものの、365日分の確定収益となっており、原則法と同等と評価することができる。
- 海外では会計期間に対応した収益計上も見られるが、検針頻度が低いなど、海外と日本では検針実務に大きな相違がある中、日本では毎月規則的に検針を行っており、国際的な財務諸表間の比較可能性を有している。
- 原則法に合致させるためには、分散検針の廃止や月末時点の電力量測定・料金算定などの対応が必要であり、相当の時間とコストを要する。

(2) コメントレーターを踏まえたASBJ殿における審議

- 弊会のコメントレーターを踏まえ、ASBJ殿におかれまして委員会での審議を重ねていただきました。
(2017年11月～2018年3月)
- 委員会での審議におきましては、賛成・反対双方の意見があったものの、最終的には、「見積りの困難性に係る評価が十分に定まらず、代替的な取扱いの必要性についての合意が形成されていない」と整理されることになりました。
- 同時に、将来的に検針日基準を代替的な取扱いとして定める可能性が残されております。

(3) 現在の収益認識に関する会計基準の適用指針での規定

- 現在、収益認識に関する会計基準の適用指針・第188項におきまして、電気料金の見積りについて以下の通り記載いただいております。

(毎月の計量により確認した使用量に基づく収益認識)

188. 現在、毎月、月末以外の日に実施する計量により確認した顧客の使用量に基づき収益の計上が行われ、決算月に実施した計量の日から決算日までに生じた収益が翌月に計上される実務が見られる。2017年公開草案に対して、決算月に実施した計量の日から決算日までに生じた収益を見積ることの困難性に関する意見が、電気事業及びガス事業から寄せられた。

審議においては、当該見積りの困難性について代替的な取扱いを検討し、決算日までの顧客による使用量を確認できない場合や、計量により確認した使用量に応じて複数の単価が適用される場合等、当該見積りが困難となり得る状況に対して検討を行ったが、当該見積りの困難性に係る評価が十分定まらず、代替的な取扱いの必要性について合意が形成されなかった。

今後、財務諸表作成者により、財務諸表監査への対応を含んだ見積りの困難性に対する評価が十分に行われ、会計基準の定めに従った処理を行うことが実務上著しく困難である旨、当委員会に提起された場合には、公開の審議により、別途の対応を図ることの要否を当委員会において判断することが考えられる（会計基準第96項参照）。

2. 今回のご説明内容

(1) 要望の背景

- 弊会では、ASBJ殿における委員会での審議や収益認識に関する会計基準の適用指針での記載を踏まえまして、改めて電気料金の見積りについて検討を重ねてまいりました。
- 検討においては、見積り方法自体の検討や複数の電力会社における見積りも行った上、改めて電気料金を見積りをする事について評価しております。
- その結果を踏まえまして、今回、電気料金を見積りにつきまして、収益認識基準に関する会計基準（適用指針）における代替的な取扱いとして、検針日基準の適用を認めていただくよう要望させていただくものです。

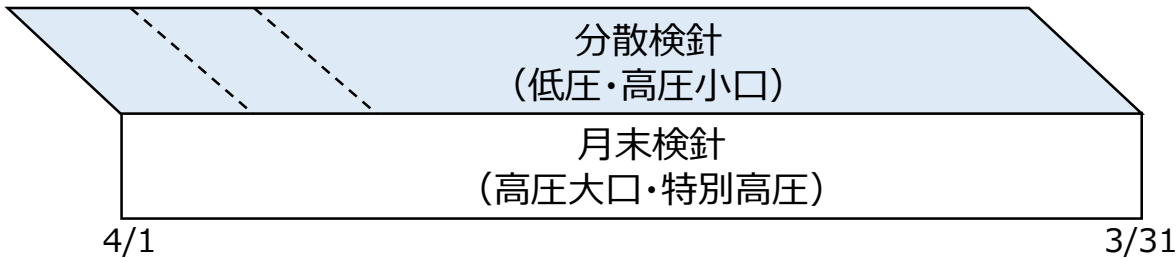
2. 今回のご説明内容

(2) 見積りの方法

- 現行は、電気事業会計規則（検針日基準）に基づき、検針期間（検針日～検針日）で収益計上
- 収益認識会計基準導入後は、使用期間（1～31日）に応じた収益計上が必要

＜現行の取扱い＞

（イメージ）



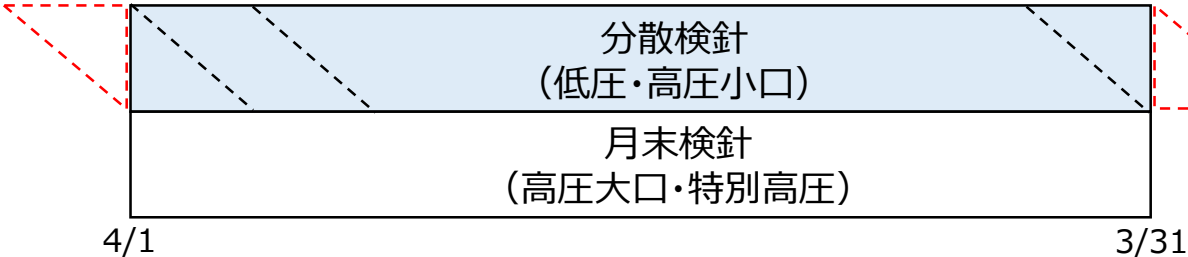
実際の検針ベース
での収益計上

（会計基準）

- ・電気事業会計規則・別表第 1 (勘定科目表)・電気事業営業収益の備考欄に基づく

＜収益認識基準の要請＞

（イメージ）



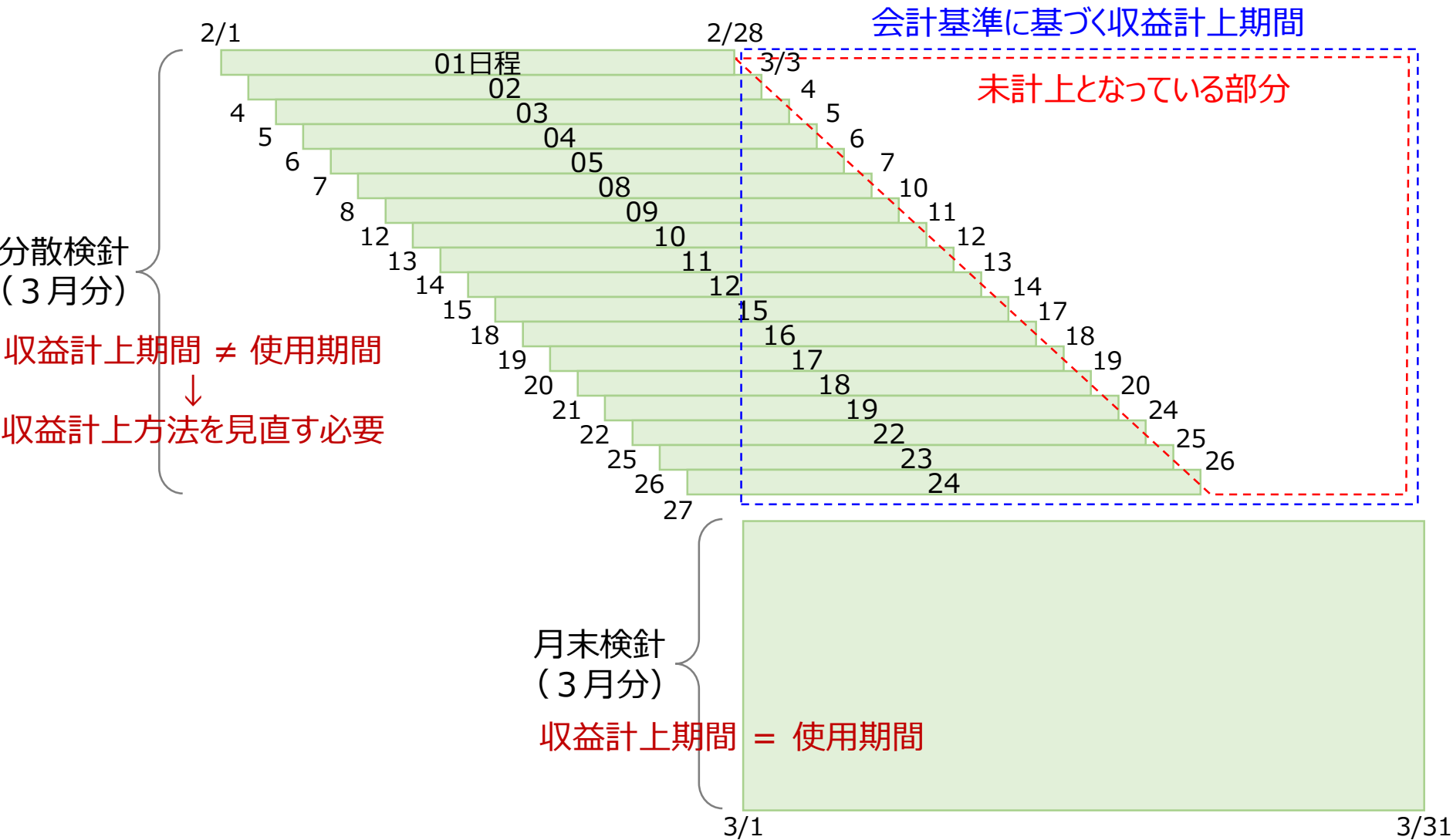
会計期間に合わせた
収益計上

（会計基準）

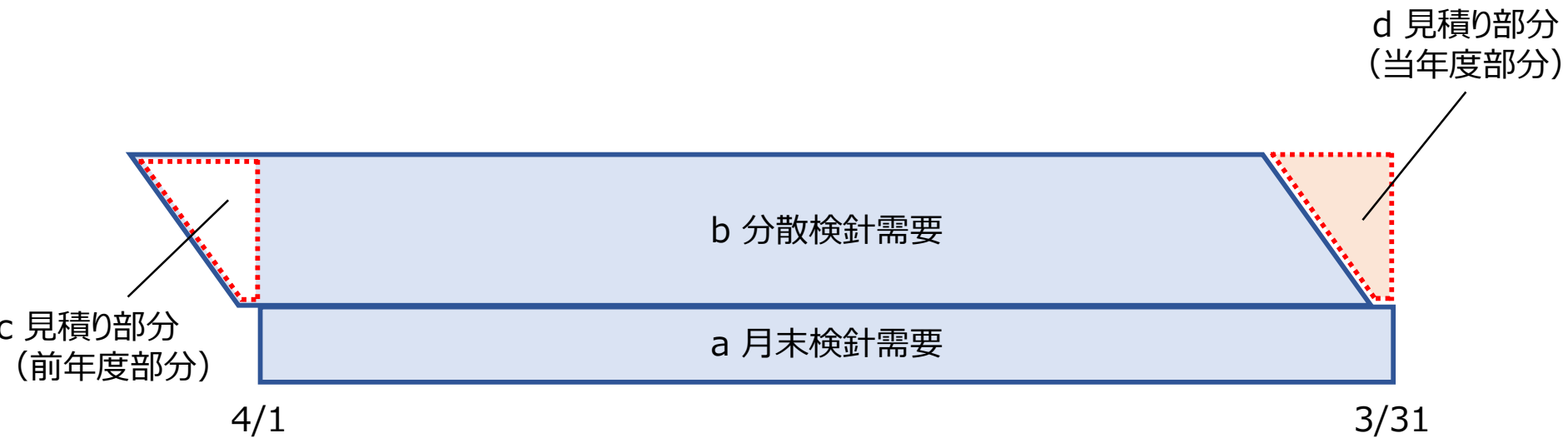
- ・収益認識会計基準の原則的取扱いに基づく
- ・ただし、別記事業会計が存在する場合は、別記事業会計の規定が優先される

○ 現状、検針期間（検針日～検針日）で収益計上しているが、収益認識会計基準導入後は、使用期間（1～31日）に応じた収益計上が必要となり、分散検針需要の収益計上を抜本的に見直す必要

＜3月分の収益計上のイメージ＞



- 現行の検針日基準に基づく電気料金収入は、「a + b」
- 4/1～3/31の期間（収益認識基準）に対応した電気料金収入は、「a + b」－c + d ⇒ c と d の見積もりが必要

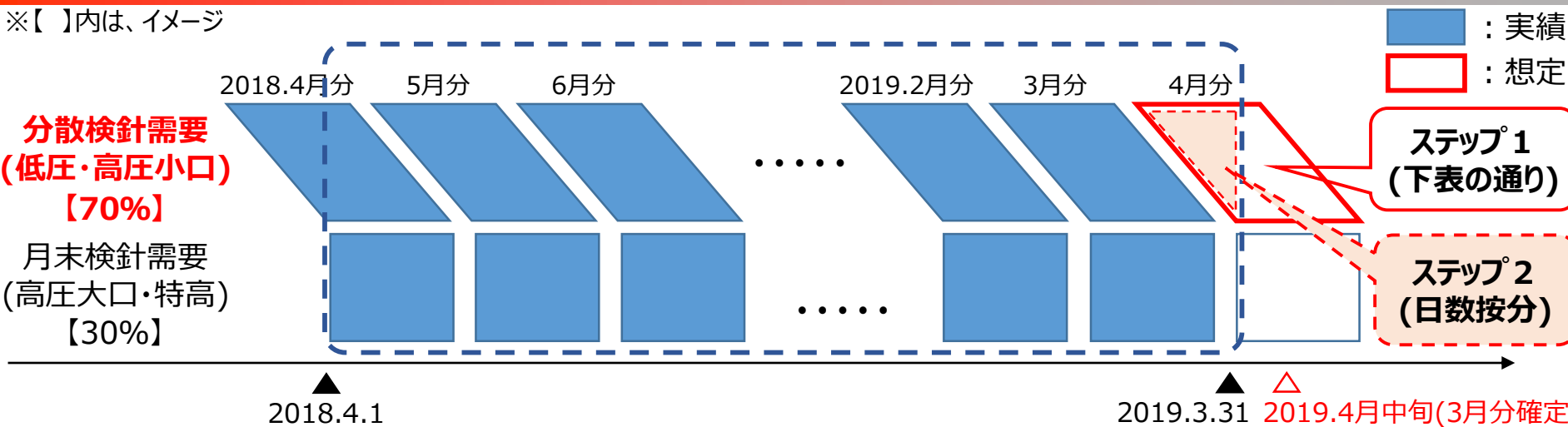


見積り対象	見積り方法
c 見積り部分（前年度部分）	4月分の電気料金収入から日割りで算出 （各検針日程の収入を、3月に属する日数と4月に属する日数で按分） ※ d の部分の見積り方法に関わらず上記の見積り方法を採用
d 見積り部分（当年度部分）	⇒ 次ページ以降

○ 業界として下記の考え方にに基づき、具体的な見積りを実施

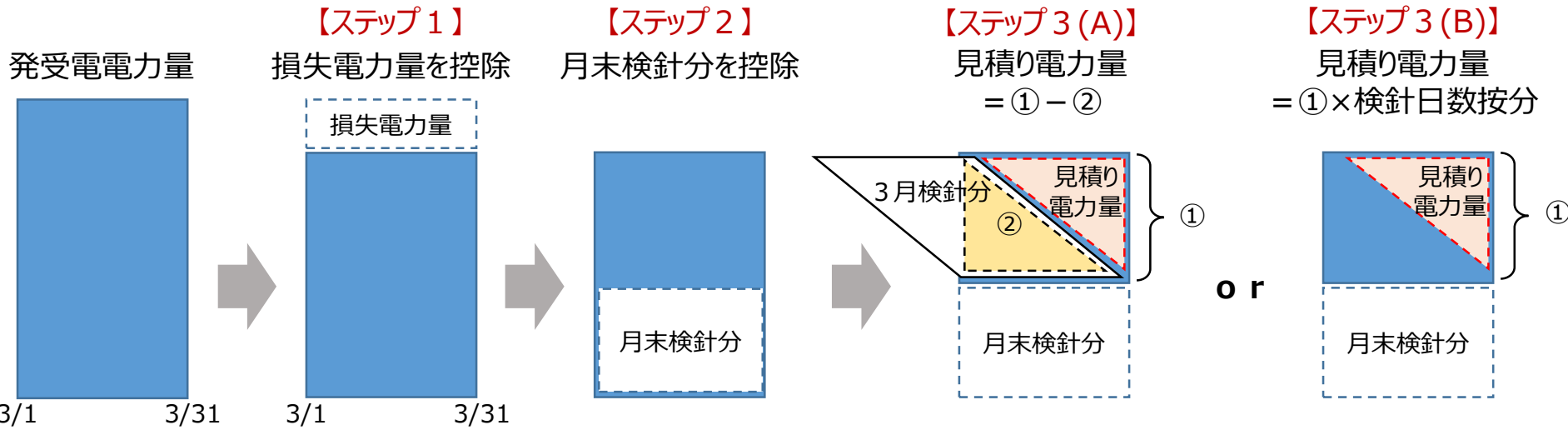
アプローチ		過去ベース	当期ベース
収入金額を直接見積り		・過去(例えば前年同月)の収入実績をそのまま据え置く方法が考えられるが、何の補正も行わないのはあまりに簡便すぎる ・何らかの補正をする場合、電力量あるいは単価の面から補正することになるため、結局は「電力量×単価」のアプローチに包含される (例えば、前年同月の収入に「当期の需要数／前期の需要数」を乗じる手法は「電力量(想定値)×単価(前年実績)」という手法をとることに他ならない)	・当期の収入金額は存在しないため、選択肢としてとれない
電力量×単価で見積り	電力量	・過去の販売端実績から想定 ➡ 14	・当期の発電端実績から想定 ➡ 15
	単価	・過去の単価から想定 ➡ 16	・料金メニューごとの当期単価は確定しているが、当期の収入金額（電力量）が確定していないため、当期の平均単価は存在しない(例えば、従量電灯であれば、段別単価は存在するものの平均単価は存在しない) ・当期単価を直接用いる場合、従量メニューであれば段別の電力量、時間帯別メニューであれば時間帯別の電力量を想定の上、「電力量×単価」で積算していくこととなるが、これは実務の観点からは非現実的

※【 】内は、イメージ



		案	理由
前提	いつ時点	前年同月 or 前月	・季節性を考慮すると、前年同月からの想定が実態に近くなると考えられるため ・仮に前月から想定する場合には、季節性(気温補正など)を考慮する必要
	どの単位	圧別	・低圧と高圧で単価水準や需要の季節性が異なるため、圧別で試算 ・メニュー別や顧客別等の単位もあるが、実務負担を考慮すると圧別が現実的
補正項目	補正なし	—	—
	需要数	補正する	・補正に必要な口数やkWの情報は実在するうえ、恣意性も入らないため
	検針日数	補正する	・補正に必要な検針日数の情報は実在するうえ、恣意性も入らないため
	気温 (＊)	補正する	・合理的な想定は難しいと考えられるが、広域機関の需要想定要領で気温補正方法が記載されていることを踏まえると、今回見積りを試行してみる必要性が高いため
	その他 (＊)	補正しない	・景気や節電影響等について、合理的かつ統一的な算定方法を見出すことは困難であり、かつ、恣意性の排除も難しいため

(＊) 客観的な数値が存在する性質のものではないため、恣意性が入りやすい



		案	理由
前提	いつ時点	当期	—
	どの単位	圧別	※発電電力量には圧別の電力量が存在しないため、前年同月の圧別構成比で按分
補正項目	【ステップ 1】 損失電力量	—	—
	【ステップ 2】 月末検針分	—	—
	【ステップ 3 (A)】 前月の後山算定	実施する	・どちらの方法も合理的と考えられるため
	【ステップ 3 (B)】 検針日数按分	実施する	

			案	理由
前提	いつ時点		前年同月 or 前月	・季節性を考慮すると、前年同月からの想定が実態に近くなると考えられるため ・仮に前月から想定する場合には、季節性による段別構成変動などを考慮する必要
	どの単位		圧別	・電力量の見積りを圧別で実施するため
補正項目	補正なし		—	—
	料金改定		補正する	・単価の重要な構成要素であるため ・数値が実在するため恣意性が入らず、容易に補正できるため ・料金改定時の上げ（下げ）単価（燃調除く）を用いて補正
	燃調		補正する	・単価の重要な構成要素であるため ・数値が実在するため恣意性が入らず、容易に補正できるため
	その他 （＊）	構成比変動	補正しない	・構成比変動の補正には料金メニュー毎の電力量想定が必要であり、段別構成変動の補正には段別の電力量想定が必要となるなど、実務上、合理的な見積りは困難であるため
		段別構成変動	補正しない	・なお、個別割引や新メニューへの移行の影響は反映されないが、圧別で想定するため、圧別の構成比変動は織り込まれる
		原単位変動 など	補正しない	・また、前年同月の実績に基づき補正していることから、季節性による原単位変動についてもある程度織り込まれていると考えられる

補正レベル

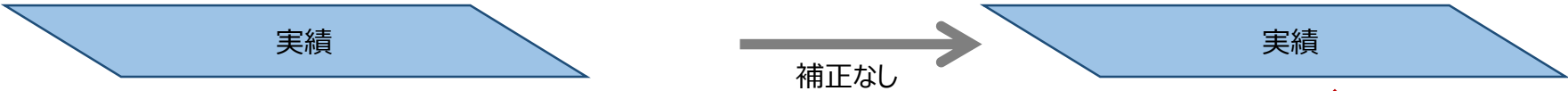


（＊）当期の実績平均単価が出て初めて判明する変動項目であり、変動を想定することは困難

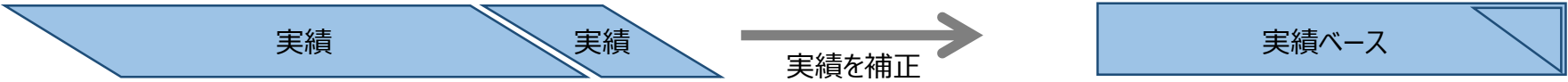
➤ 6社（A社、B社、C社、D社、E社、F社）が、以下の4パターンで算定（2018年度実績ベース）

パターン	見積り単位	見積り単価	見積り電力量		備考
〔実績1〕	顧客別	料金請求単価 （当月実績）	当月の販売端実績	－	検針日基準に基づく実績
〔実績2〕	電圧別 （低圧・高圧）	料金請求単価 （翌月実績）	翌月の販売端実績	検針日数按分	あくまで事後的に検証するためのパターン
①	電圧別 （低圧・高圧）	前年同月の 単価から想定	前年同月の 販売端から想定	需要数、検針日数を補正	今回検証
②				上記に加え、気温を補正	
③		・燃調影響を補正 ・料金改定を補正	当月の 送電端から想定	前月後山から想定	
④				当月前山を直接想定	

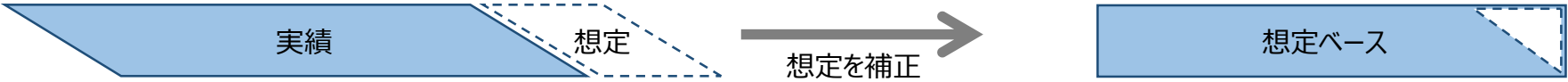
〔実績1〕：検針日基準による収入実績



〔実績2〕：検針日基準による収入実績を検針日数按分により暦日ベースにした金額



①～④：今回見積り（過去実績や当月の送電端から補正）を実施して得た金額



4/1

3/31

4/30

4/1

3/31

※会計期間（4/1～3/31）に対応する収入金額は実在しないため、見積りと実績の比較で検証することはできないが、何らかの仮定を置いて検証する必要があるため、〔実績2〕を会計期間に対応する実績と仮定して検証する

2. 今回のご説明内容

(3) 見積り結果および評価

(単位：百万円)

		A社	B社	C社	D社	E社	F社	6社平均
検針 〔実績1〕	見積り結果							
	(前年度見積り部分)							
	(当年度見積り部分)							
	〔実績1〕からの乖離幅	－	－	－	－	－	－	－
	〔実績1〕との乖離率	－	－	－	－	－	－	－
検針日基準 の日割り 補正 〔実績2〕	見積り結果							
	(前年度見積り部分)							
	(当年度見積り部分)							
	〔実績1〕からの乖離幅							
	〔実績1〕との乖離率	+0.11%	+0.32%	+0.27%	+0.17%	+0.22%	+0.12%	+0.20%
見積り ①	見積り結果							
	(前年度見積り部分)							
	(当年度見積り部分)							
	〔実績1〕からの乖離幅							
	〔実績1〕との乖離率	▲0.01%	+0.30%	+0.17%	▲0.02%	+0.05%	+0.03%	+0.09%
見積り ②	見積り結果							
	(前年度見積り部分)							
	(当年度見積り部分)							
	〔実績1〕からの乖離幅							
	〔実績1〕との乖離率	+0.13%	+0.59%	+0.46%	+0.30%	+0.13%	+0.09%	+0.29%
見積り ③	見積り結果							
	(前年度見積り部分)							
	(当年度見積り部分)							
	〔実績1〕からの乖離幅							
	〔実績1〕との乖離率	+0.04%	+0.54%	+0.11%	▲0.13%	+0.27%	▲0.10%	+0.12%
見積り ④	見積り結果							
	(前年度見積り部分)							
	(当年度見積り部分)							
	〔実績1〕からの乖離幅							
	〔実績1〕との乖離率	+0.26%	+0.66%	+0.34%	▲0.03%	+0.15%	+0.16%	+0.25%

(単位：百万円)								
		A社	B社	C社	D社	E社	F社	6社平均
検針 〔実績1〕	見積り結果							
	(前年度見積り部分)							
	(当年度見積り部分)							
	〔実績2〕からの乖離幅							
	〔実績2〕との乖離率	▲0.11%	▲0.32%	▲0.27%	▲0.17%	▲0.22%	▲0.12%	▲0.20%
検針日基準 の日割り 補正 〔実績2〕	見積り結果							
	(前年度見積り部分)							
	(当年度見積り部分)							
	〔実績2〕からの乖離幅	－	－	－	－	－	－	－
	〔実績2〕との乖離率	－	－	－	－	－	－	－
見積り ①	見積り結果							
	(前年度見積り部分)							
	(当年度見積り部分)							
	〔実績2〕からの乖離幅							
	〔実績2〕との乖離率	▲0.12%	▲0.01%	▲0.09%	▲0.18%	▲0.17%	▲0.09%	▲0.11%
見積り ②	見積り結果							
	(前年度見積り部分)							
	(当年度見積り部分)							
	〔実績2〕からの乖離幅							
	〔実績2〕との乖離率	+0.02%	+0.27%	+0.19%	+0.14%	▲0.08%	▲0.03%	+0.09%
見積り ③	見積り結果							
	(前年度見積り部分)							
	(当年度見積り部分)							
	〔実績2〕からの乖離幅							
	〔実績2〕との乖離率	▲0.07%	+0.22%	▲0.16%	▲0.30%	+0.05%	▲0.22%	▲0.08%
見積り ④	見積り結果							
	(前年度見積り部分)							
	(当年度見積り部分)							
	〔実績2〕からの乖離幅							
	〔実績2〕との乖離率	+0.15%	+0.34%	+0.07%	▲0.20%	▲0.07%	+0.04%	+0.05%

- 「〔実績1〕検針日基準」と「見積り値」との差（－c+d）を各社別に確認
- 乖離率はバラつきがあるものの最大で0.66％（仮に売上高1兆円とすれば、66億円の影響）
（税引前当期純利益(過去3年平均)に対する乖離率では最大で39.69％）
- この差額は売上高のみに影響するため、全額が利益影響となる
- なお、2020年度以降は、法的分離（送配電事業の分社化）により利益水準が小さくなるため、損益に与える影響度合いはより一層大きくなる（既に分社化済みの事業者を除く）

【〔実績1〕と見積り①～④の乖離率】

	A社	B社	C社	D社	E社	F社	6社平均
見積り①	▲0.01%	+0.30%	+0.17%	▲0.02%	+0.05%	+0.03%	+0.09%
見積り②	+0.13%	+0.59%	+0.46%	+0.30%	+0.13%	+0.09%	+0.29%
見積り③	+0.04%	+0.54%	+0.11%	▲0.13%	+0.27%	▲0.10%	+0.12%
見積り④	+0.26%	+0.66%	+0.34%	▲0.03%	+0.15%	+0.16%	+0.25%

【税引前当期純利益(過去3年平均)と見積り①～④の乖離率】

	A社	B社	C社	D社	E社	F社	6社平均
見積り①	▲0.10%	+18.29%	+3.84%	▲0.22%	+2.62%	+0.93%	+4.22%
見積り②	+2.63%	+35.47%	+10.23%	+4.28%	+7.22%	+2.56%	+10.40%
見積り③	+0.77%	+32.30%	+2.44%	▲1.87%	+14.59%	▲2.83%	+7.57%
見積り④	+5.07%	+39.69%	+7.44%	▲0.49%	+7.87%	+4.34%	+10.65%

- 「〔実績2〕検針日基準の日割り補正值」と「見積り値」の差を見積り手法別に確認（今回の見積り結果の評価にあたり、見積り部分の実績が存在しないことから、確からしさを検証するうえでは〔実績2〕を正と仮定）
- 〔実績2〕との乖離について、各サンプルが同じ傾向を示せば、いずれかの手法が最良あるいは最悪と評価できるが、結果は各社にて全く異なる傾向であり、どの手法が合理的なのか評価できない

<〔実績2〕検針日基準の日割り補正值との差>

(単位：億円)

	〔実績1〕－〔実績2〕	①－〔実績2〕	②－〔実績2〕	③－〔実績2〕	④－〔実績2〕
A社					
B社					
C社					
D社					
E社					
F社					

【〔実績2〕からの乖離順（絶対額での比較）】

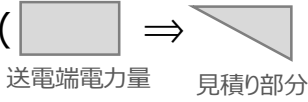
	A社	B社	C社	D社	E社	F社
乖離 大 ▼ 乖離 小	④	④	〔実績1〕	③	〔実績1〕	③
	①	〔実績1〕	②	④	①	〔実績1〕
	〔実績1〕	②	③	①	②	①
	③	③	①	〔実績1〕	④	④
	②	①	④	②	③	②

見積り手法の比較

<①と②の比較（＝気温補正による影響）>

- 気温が前年よりも低い場合、暖房需要が増える影響による需要増が見込まれる
 - 2018年3月よりも2019年3月の方が気温が低く推移したことから、今回の見積りでは「①<②」の関係が成り立つと考えられ、結果についても各社で「①<②」の関係が成り立っている
 - しかしながら、〔実績2〕との乖離では、気温補正を実施している②が必ずしも〔実績2〕に近い結果とはならなかった
- ⇒ どちらの手法が適切なのか評価できない

<③と④の比較（＝按分方法の違いによる影響）>

- ③と④は、当期の送電端電力量を検針日数按分により見積る方法（) であるが、按分方法の違いから、「③<④」の関係が想定される
 - ・ ③：3月分の確定電力量(検針ベース)を2月に属する部分と3月に属する部分(A)に検針日数で按分し、3月の送電端から(A)を差し引く方法。1日あたり電力量は「2月>3月」にも関わらず単純按分であるため引き過ぎとなり、③の見積り結果は小さく出る傾向
 - ・ ④：送電端電力量を31日で割って1日あたりの電力量を算定し、4月分のうち3月に属する部分の検針日数を乗じて見積り部分を算定するが、1日あたり電力量は「3月上旬>3月下旬」にも関わらず単純按分であるため、④の見積り結果は大きく出る傾向
 - 今回の結果では、1社を除き「③<④」の関係が成り立っているが、〔実績2〕との比較においては、乖離幅はバラバラの結果となっている
- ⇒ どちらの手法が適切なのか評価できない

見積り結果の評価

項目	評価結果	参照データ
1. 見積り部分の重要性	- 今回の見積り部分（$-c+d$）が利益に与える影響は大きい - 見積り結果は、売上高に影響するため、利益に直接影響を与える（結果として、分配可能額にも影響を与える） - とりわけ四半期においては、利益水準が低くなるため、影響は大きくなる - また、2020年度以降は、法的分離により利益水準が小さくなることから、損益に与える影響度合いは更に大きくなる	「〔実績1〕検針日基準」と「見積り値」の差
2. 見積り部分の妥当性（確からしさ）	- いずれの見積り手法も、定性的に見れば、一定の合理性はある - しかしながら、見積り結果が各社で大きく異なっていることから、今回の見積り結果からは、どの見積り手法が合理的なのか特定することができない（財務諸表の有用性として比較可能性の面からは見積り手法の統一が望ましいが手法を特定できない） - また、四半期と年度で乖離の傾向に規則性が見出せず、どの四半期でも合理的と評価できる手法の特定はより難しい - 恣意性を排除するためには見積り方法を固定することが望ましいが、コロナ禍のような特別な事象が発生した場合は、実態から大きく乖離する可能性（適宜補正する発想もあるが、その判断基準や補正方法が各社マターとなり、恣意性排除や比較可能性確保の観点から望ましくない）	「〔実績2〕検針日基準の日割り補正值」と「見積り値」の差



- 重要性はあるものの、合理的であると評価することができない見積りを採用するのは適切ではない（見積りのブレにより利益および分配可能額が大きく左右される）
- 事業者としても、十分な説明責任を果たすことができない
- 監査人としても、見積りの妥当性について評価することは困難と考えられる

➤ 今回の見積り手法に関して、補正要素に関する評価を実施

今回の見積り手法		評価
単位	圧別	メニュー別、顧客別などの単位もあるが、実務負担を考慮すると圧別が現実的な手法と考えられる（仮に、圧別以外で算定する場合、システム開発が必要となる可能性）
単価	前年同月の単価から想定 - 燃調影響を補正 - 料金改定を補正	- 左記以外の補正項目としては、構成比変動や段別構成変動、原単位変動など - 構成比変動の補正には料金メニュー毎の電力量想定、段別構成変動の補正には段別の電力量想定が必要となるなど、実務上、合理的な見積りは極めて困難 - なお、圧別想定であるため、圧別の構成比変動は織り込まれていると考えられる - また、前年同月から補正しているため、季節性による原単位変動についてもある程度織り込まれていると考えられる
電力量	前年同月の販売端から想定 - 需要数を補正 - 検針日数を補正 - 気温影響を補正	左記以外の補正項目としては、景気や節電影響などがあるが、合理的かつ統一的な算定方法を見出すことは困難であり、かつ、恣意性の排除も難しい
	当月の送電端から想定 前月後山から想定もしくは 当月前山から想定	- 左記の方法の違いは、送電端から見積り部分を出す際のアプローチ方法（日数按分の方法）の違いであるが、当月の送電端から補正する場合の手法としては、この2つしかないと考えられる - なお、当月の送電端が判明してからの作業となるため、実務対応はタイト



➤ 実務負担が大きい見積り手法もあるが、今回の見積り手法は現実的に取り得る手法となっており、この手法以外に現実的な手法はないと考えられる

- 見積り結果は売上高に影響するため、利益に直接的に影響し、金額的重要性も大きい。また、分配可能額にも影響する
- 見積り結果は各社バラバラで、ブレも大きく、どの手法が適切なのか特定できない
- 今回の見積り手法は、定性的には合理的な手法であり、他に現実的に取りうる手法は見出すことができない
- これらを踏まえると、事業者として見積もることが合理的であるとは言えないと考える（十分な説明責任を果たすことができない）

⇒ 検針日基準を継続適用し、確定収益を計上する方が適切ではないか

（ただし、会計基準において代替的取扱いとして規定される必要あり）

※ なお、財務諸表利用者にとっての有用性に鑑み、検針日基準を継続適用しつつ、仮に見積りを実施した場合の金額および算定方法を注記する対応案も考えられる（「〇〇の算定方法で見積りをした場合、収益は〇〇億円となる」と一定の前提を置いて算定した場合の情報を開示）

項目	意見の内容
今回の試算結果の受け止めについて	- 試算結果が各社でバラバラだったということは、<u>統一した見積りが難しい</u>ものと理解 - 見積りの<u>妥当性・確からしさ・合理性を確保するのが、会社側も監査人側も難しい</u>と理解 - そもそも実在値が存在しないため、今回の見積り方法の<u>合理性については何とも言えない</u>
検針日基準継続の訴求について	- 検針日基準を求める理由として、見積りの困難性だけでなく、<u>投資家目線</u>から、不確実性の排除や金額の客観性確保が困難という「<u>情報の信頼性</u>」の観点もある - 電気事業会計規則が継続適用される<u>送配電会社と不一致になる懸念</u>や、小売経過措置が外れる時期が各社で異なる場合に<u>比較可能性が損なわれる懸念</u>も、<u>検針日基準を継続すれば解消</u>できる <u>スマートメーターを見積りに活用できるようになるまで検針日基準</u>の容認をお願いする選択肢もあるのではないか
見積りを注記する案について	- 見積りの注記を条件に検針日基準が<u>会計基準で容認されるのであれば、監査上は受入れ可</u>（逆に、会計基準で容認されなければ、仮に見積りを注記しても受入れ不可） - 注記する場合でも、比較可能性の観点からは<u>見積り手法を統一すべき</u>ではないか - 見積りの妥当性評価が難しいことと、注記で開示することは、<u>論理に整合が取れていない</u>懸念 - 事後的に検証できない見積りを「<u>見積りの開示基準</u>」で詳細に仮定や前提を注記したところで、単なる言い訳に終始するだけであり、<u>財務情報の質の向上には何ら貢献しない</u>のではないかと
見積り計上することについて	- 比較可能性の確保と恣意性排除の観点からは、見積り方法の統一が必要だが、各社固有の状況もある中、<u>必ずしも統一する必要はなく、各社が監査人と協議して進めればよい</u>のではないかと - コロナや大規模停電などの<u>不測の事態が生じた場合は、見積りが困難</u>ではないかと

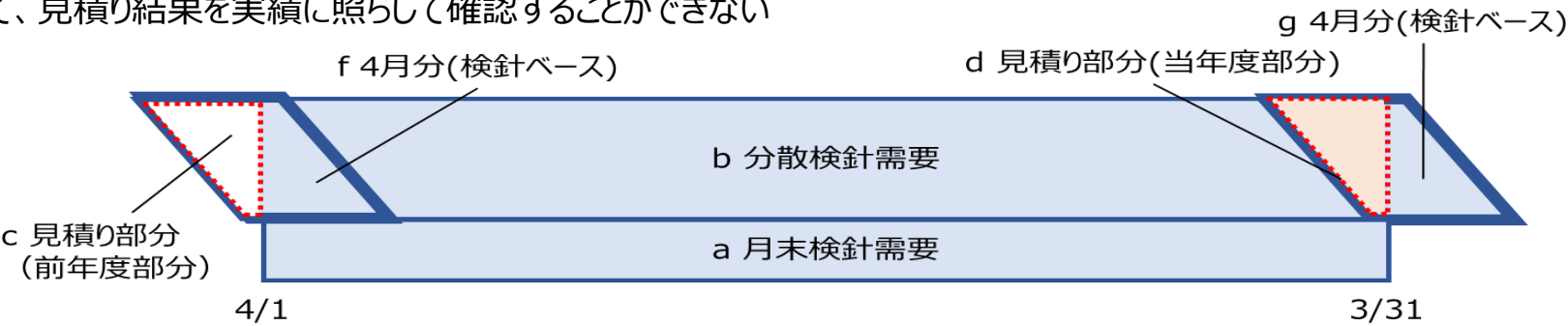
項目	意見の内容
バックテストの困難性について	- スマートメーターの普及により、見積りの精度が高くなる可能性はあるが、期末時点での実績値(数量及び単価)について、検針調定を行わない以上、<u>実績値が存在しないため、見積りの監査として必須の手続きであるバックテストができず、監査人側の事前及び事後における検証に課題</u> - 見積り方法の妥当性については、「改善すべき点」や「他に考慮すべき情報」などの課題について、バックテストしたうえで分析・協議し、これを繰り返すことで、<u>事業者は見積りの信頼性・妥当性を説明できるようになり、監査人も監査判断の根拠が説明できるようになるもの</u>の思料 - 他方、現状ではバックテストする手段がなく、見積り方法の妥当性を評価することができないため、事業者としては「事後的にも証明できないけど、おそらく合理的。理論的には合っているはず。」といった<u>確証を得ない主張を繰り返すほかに、監査人側で見積り方法の妥当性の判断が困難なものになる</u>ことを危惧 - 見積り計上の場合、<u>KAMとして監査報告書に記載する可能性</u>もあり、その場合には、監査手続に記載することになるため、バックテストができないなどの監査手続の困難さが対外的に公表され、<u>財務諸表利用者が監査の十分性(財務諸表の適切性)について、余計な不安を抱かないか</u>懸念 - 例えばコロナに関する見積りは、「コロナ影響を何らかの前提を置いて見積り、事後的にコロナ影響を含めた結果をバックテストした結果が外れていたとしても、不合理な見積りでなければ誤謬にはあたらない」ということであるが、本件は<u>最後までバックテストができないため、性質が異なる</u>
投資情報としての有用性について	- 各社の状況(季節ごとの需要変動など)に差があるため、電力供給業という非常に限られた事業分野にも関わらず統一した見積り方法とはならないことが想定され、このような不確実性の高い見積りをあえて行うことが、<u>投資家にとって有用であるかどうかは、比較可能性の観点から疑問</u> - 検針日基準の方が<u>基準としての客観性が高く</u>、見積りが介入すると<u>企業間比較を損なう</u>のではないかと - 株価アナリストが株価予測で利用していると推認される公表電力量は検針データに基づく「事実」であり、PL計上された営業収益は検針データに基づき計上されたものであるが、営業収益が見積りとなった場合、<u>検針データとのリンクが切れ、分析を困難ならしめる可能性</u> - 見積り値の電力量を開示した場合においても、<u>検証できない見積りの電力量は、アナリストにとって有用とは言えない</u>のではないかと

■バックテストの目的

- ・ 見積り金額の妥当性の確認・評価
- ・ (見積りと実績が乖離している場合) 見積りプロセスのどの要因が乖離原因だったのかを確認し、必要に応じて適正化を図る

■電気料金の見積りに対するバックテスト（収入全体）

- ・ 見積り部分はcとdだが、検針および調定が行われなかったため、cとdに相当する部分の確定値は存在しない（f、gの内数）
- ・ 従って、見積り結果を実績に照らして確認することができない



■電気料金の見積りに対するバックテスト（構成要素毎）

前提		評価
電力量	過去ベース	・ 需要数、検針日数、気温補正の前提のバックテスト（例：平均気温がどうだったか）は可能だが、見積り部分の実績が存在しないため、電力量に対する見積り結果自体のバックテストは不可
	当期ベース	・ 見積りに使用している前提のバックテスト（例：送電端がどうだったか）は可能であるが、見積り部分の実績が存在しないため、電力量に対する見積り結果自体のバックテストは不可
単価	過去ベース	・ 燃調、料金改定補正の前提のバックテストは可能であるが、見積り部分の平均単価が存在しないことから、単価に対する見積り結果自体のバックテストは不可

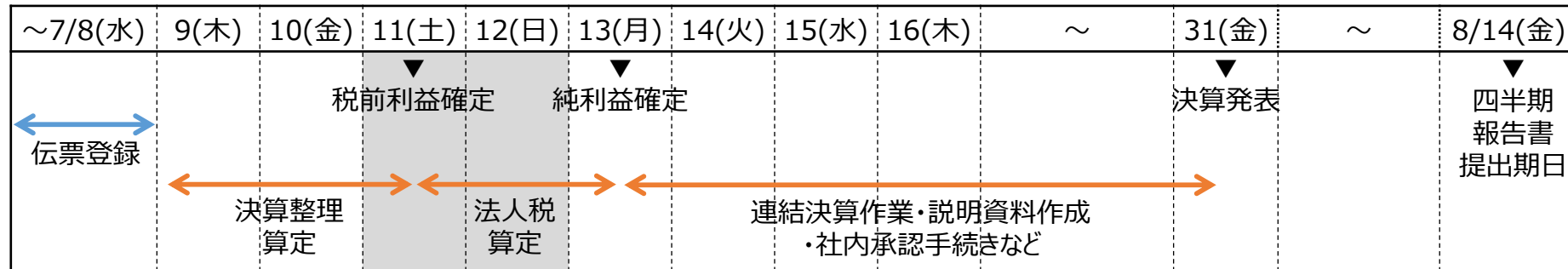
- ・ 見積りに使用している前提の確認は一部可能だが、見積り結果自体あるいは電力量や単価のバックテストができないため、見積り手法（補正方法）の正しさについての確認・評価ができず、見積りの監査で重要なバックテストを行うことができない

【見積りする場合の作業イメージ】

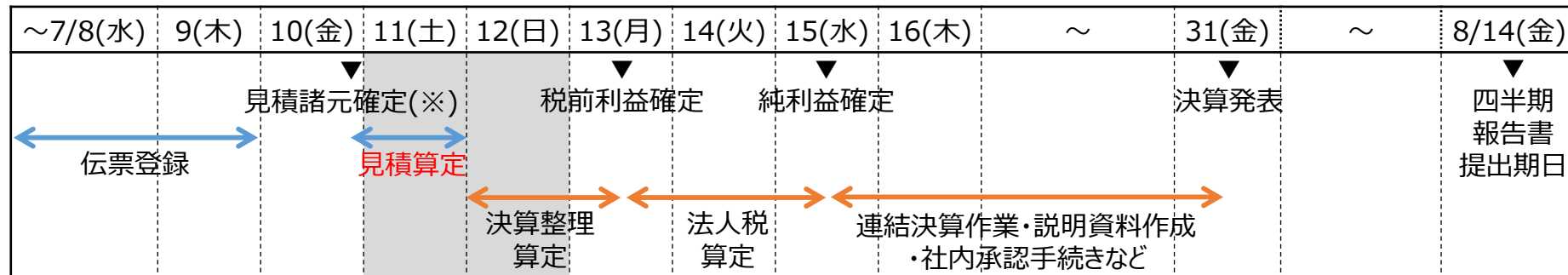
<〔実績1〕の場合（現行どおり）>

↔ : 営業部門

↔ : 経理部門



<③の場合（見積り実施）>



(※) 速報ベースの発受電電力量

【上記から言えること】

- 見積りを実施する場合、算定に必要な諸元の確定時期を踏まえれば、見積りの作業に充てられる時間的猶予は1日程度（決算発表の延期・開示の後退が生じる可能性）
- 経理部門の決算整理算定についても、見積り算定が完了してからの作業となるため、現状以上にタイトな決算スケジュールとなる

見積りした場合の課題と検針日基準を継続適用した場合の効果

論点		見積りした場合の課題	検針日基準を継続適用した場合の効果
財務諸表上の課題	期間損益の歪み	期末の見積り(d)と翌年度に確定する検針日基準に基づく実績との差額が翌年度の収益に影響を与える（翌年度の収益を歪める）	顧客への請求金額を確定計上するため、見積りは発生しない（翌年度の収益を歪めることはない）
	送配電会社との会計処理の不一致（連結上の取扱い）	- 送配電会社は電気事業会計規則に基づき、検針日基準が継続適用されるため、同じ企業グループ内（小売と送配電）で異なる収益計上方法が混在（収益計上の対象期間が異なる） - 小売の接続供給託送料は、送配電からの請求に基づき検針日ベースで計上しているが、仮に収益に対応させて見積り計上（暦年ベース）とした場合、送配電との連結消去額が不一致となる虞	小売と送配電で収益計上方法が一致
	電気事業会計規則の適用が外れた場合の影響	これまで継続的に検針日基準としてきたところ、検針日基準がなくなってしまうことで前年までの実績との比較が困難になる	検針日基準が継続されるため比較可能性を担保できる
その他の課題	実務負担	見積り諸元の確定が遅いため、現状よりも決算工程が後ろ倒しになり、よりタイトとなる	現状通りの決算作業が可能
	財務諸表利用者の有用性	会社として合理的か評価できない収入・損益を投資判断（評価）等に用いることになる	現状通りの財務諸表の利用が可能
	電力各社で対応に差が生じた場合の情報格差	各社で異なる見積り手法を採用した場合、比較可能性を担保できない可能性	各社が検針日基準を継続すれば現状通り情報の格差はない

⇒ 検針日基準を採用した場合、結果的にすべての課題が解決される

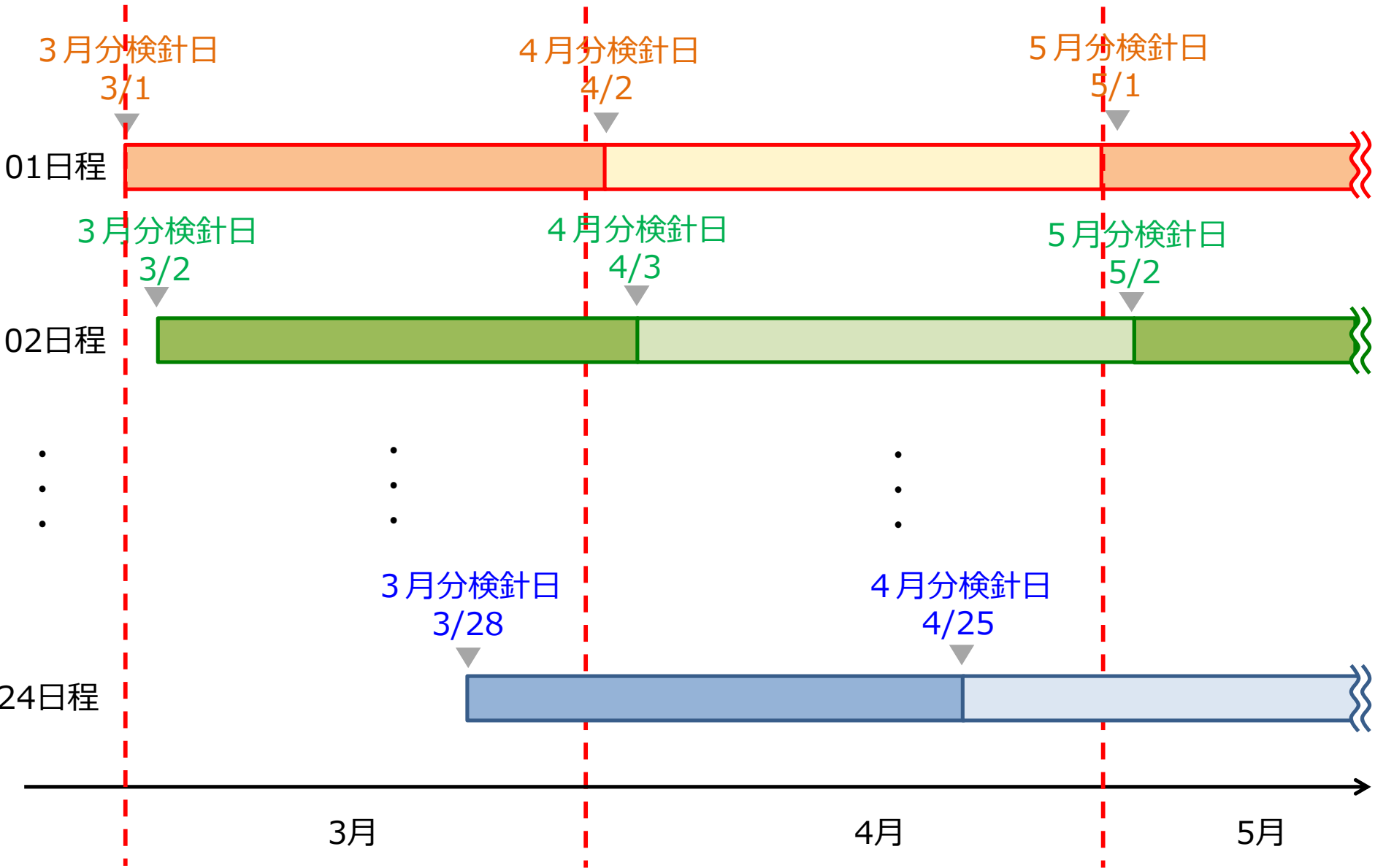
3.ご検討いただきたい事項

- 弊会といたしましては、以下の理由により検針日基準を継続適用することが適当であると考えております。
 - 前提として、検針日基準は365日分の確定収益であることから、原則法と同等と評価することができること
 - 合理的と考えられる複数の見積り手法により見積りを行ったものの、どの手法が適切なのか特定することができないこと
 - 各社の監査人からも、特にバックテストができないことについて、見積りの合理性の検証が困難との声があること
 - 電力会社の実務に検針日基準が浸透・定着していること
 - 見積りに必要なデータが得られるタイミングを踏まえると、見積り作業にかけられる時間が非常に限られていること（決算確定までに見積りをする必要があるため決算スケジュールは一層タイトに）
 - 見積りをした場合に生じる課題が、検針日基準を継続適用することにより解決されること
- 以上の点を踏まえまして、収益認識に関する会計基準（適用指針）における代替的な取扱いとして検針日基準の適用を認めていただくよう、ご検討いただきたく存じます。

参 考

- 分散検針 36
- スマートメーターの活用可能性 37
- 具体的な見積り方法 38～45
- 四半期の見積り 46～49
- 検針日基準の継続適用の方法の違い 50

【分散検針における検針日程（イメージ）】



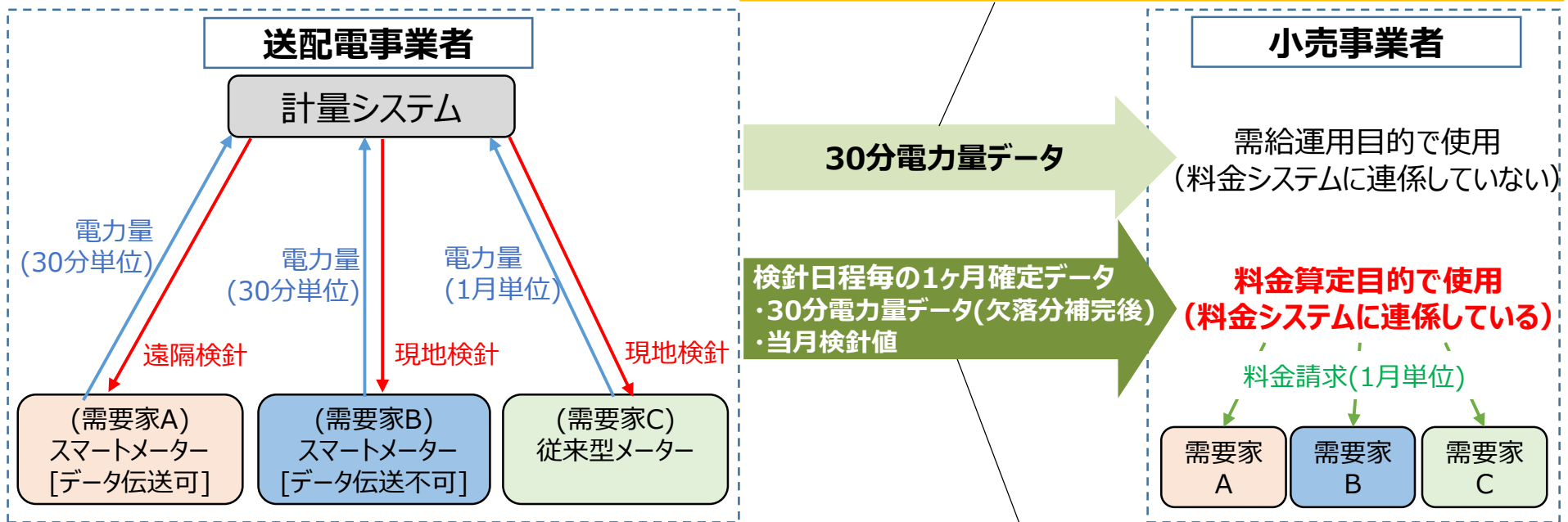
スマートメーターの活用可能性

- 現在、スマートメーターの設置を進めているところであるが、全数設置にはまだなお時間を要する見込み
- なお、スマートメーターを設置した顧客については、需給運用のためタイムリーに30分毎の電力量が連係されるが、現時点では期末日(検針期間の途中)に料金算定を行えるシステム仕様とはなっておらず、システム補強に多額の設備投資が必要となる可能性

【検針データの収集・受け渡し（イメージ）】

(30分電力量データ)

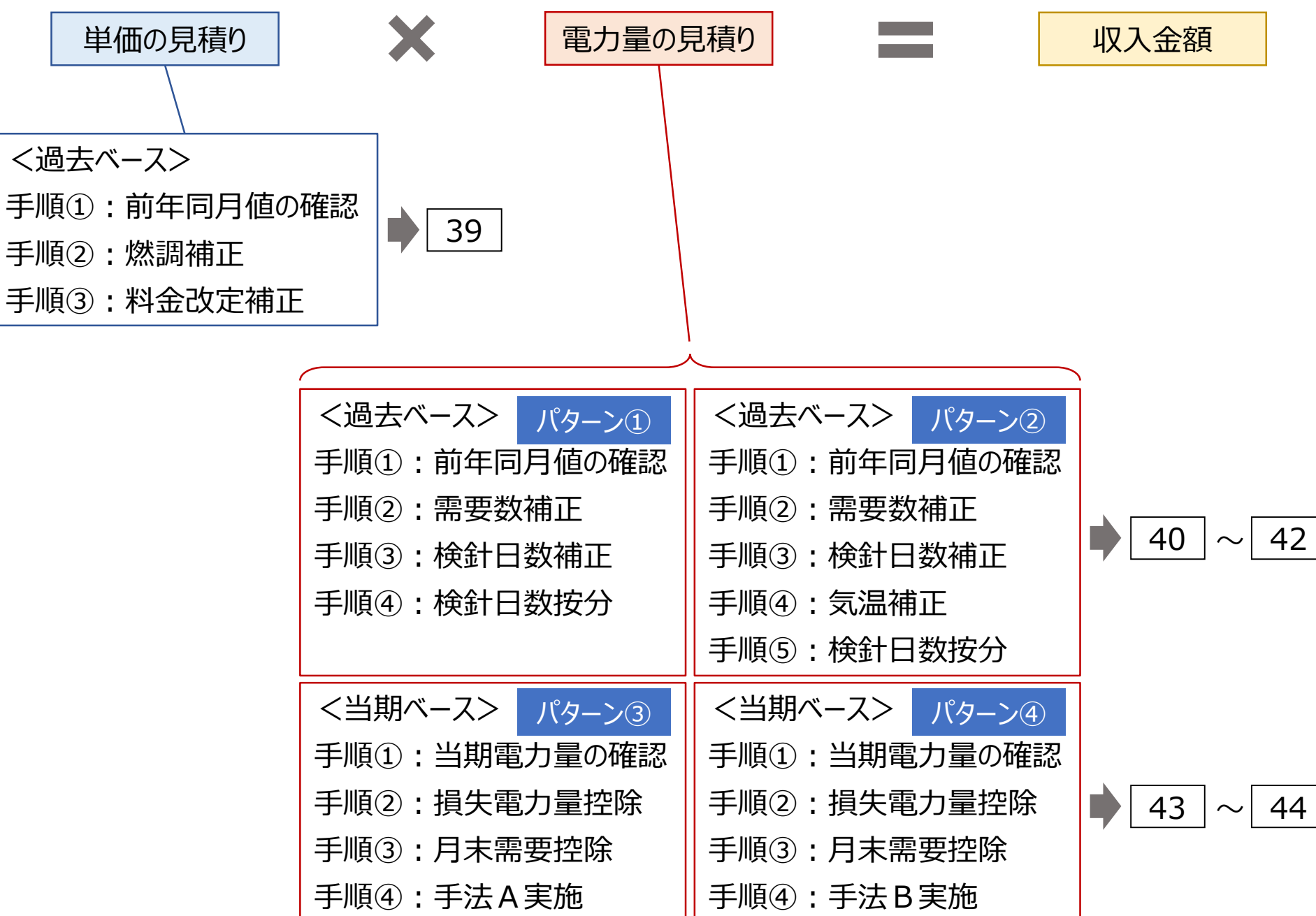
- ・ 小売事業者による需給運用のため、タイムリーにデータ提供
(計画値と実績値の乖離確認が目的のため契約情報は不要)
- ・ 対象：データ伝送可能な(A)のみ（データ伝送不調時はブランクで連係）
- ・ 時期：収集時点の約1時間後



※ HEMSで電力量や電気代を確認できる住宅もあるが、これは、一般的に分電盤に専用の器具を取り付けることで電気製品ごとの電力量を確認するものであり、スマートメーターによる電力量測定や料金計算とは異なるもの

(検針データ)

- ・ 小売事業者による料金算定のためデータを提供
(データ伝送が不調な場合は検針や需要家との協定によって欠落分を補完)
- ・ 対象：(A)～(C)すべて
- ・ 時期：検針日 + 4営業日後



単価の見積り（過去ベース）

前年同月以降に料金改定を実施していない場合

手順	説明
前年同月の実績を確認	2018年4月の低圧平均単価 20円/kWh、高圧平均単価 10円/kWh うち、燃調単価 低圧 3円/kWh、高圧 2円/kWh
当月の燃調単価を確認	2019年4月の燃調単価 低圧 5円/kWh、高圧 4円/kWh
当月の単価を想定	2019年4月の 低圧平均単価 $20 - 3 + 5 = 22$ 円/kWh 高圧平均単価 $10 - 2 + 4 = 12$ 円/kWh

前年同月以降に料金改定を実施している場合

手順	説明
前年同月の実績を確認	2018年4月の低圧平均単価 20円/kWh、高圧平均単価 10円/kWh うち、燃調単価 低圧 3円/kWh、高圧 2円/kWh
当月の燃調単価を確認	2019年4月の燃調単価 低圧 5円/kWh、高圧 4円/kWh
当月の改定影響を確認（※）	2019年4月の改定影響 低圧△10円/kWh、高圧△7円/kWh
当月の単価を想定	2019年4月の 低圧平均単価 $20 - 3 + 5 - 10 = 12$ 円/kWh 高圧平均単価 $10 - 2 + 4 - 7 = 5$ 円/kWh

（※）料金改定時の上げ（下げ）単価（燃調除く）を用いて補正

手順		説明
前年同月の販売端を確認		2 0 1 8 年 4 月 の 低 圧 1 0 0 億 k W h 、 高 圧 1 0 億 k W h
需要数を補正	考え方	【低圧】 契約口数の変動比により補正（当年3月末口数÷前年3月末口数） 【高圧】 契約KWの変動比により補正（当年3月末KW÷前年3月末KW）
	具体例	【低圧】 2 0 1 8 年 3 月 末 1 , 1 5 0 万 件 2 0 1 9 年 3 月 末 1 , 1 0 0 万 件 1 0 0 億 k W h × 1 , 1 0 0 / 1 , 1 5 0 = 9 6 億 k W h 【高圧】 2 0 1 8 年 3 月 末 1 0 0 万 k W 2 0 1 9 年 3 月 末 9 5 万 k W 1 0 億 k W h × 9 5 / 1 0 0 = 9 . 5 億 k W h
検針日数を補正	考え方	平均検針日数の変動比により補正（当年4月平均検針日数÷前年4月平均検針日数）
	具体例	【低圧】 平均検針日数 2 0 1 8 年 4 月 3 0 . 1 日 2 0 1 9 年 4 月 2 9 . 7 日 … 算定方法は 45 9 6 億 k W h × 2 9 . 7 / 3 0 . 1 = 9 4 . 7 億 k W h 【高圧】 低圧と同じ考え方で補正 ※ただし、料金算定期間が一定（31日）の場合は補正不要

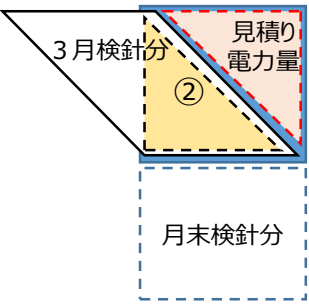
手順		説明
気温を補正	考え方	過去の原単位と気温の回帰分析により、当年および前年の平均気温での想定原単位を算出し、その原単位の変動比で補正（原単位と気温の回帰分析とすることにより、気温以外の影響を排除）
	具体例	【低圧】 過去複数年の4月分の原単位と気温の回帰分析を実施 回帰式 $y = ax + bx^2 + c$ 当年4月分の平均気温を算出 13.7℃ 前年4月分の平均気温を算出 12.3℃ 当年4月分の想定原単位を算出（上記回帰式により） 310 kWh／口 前年4月分の想定原単位を算出（上記回帰式により） 315 kWh／口 94.7億kWh × 310／315 = 93.2億kWh 【高圧】 過去複数年の4月分の原単位と気温の回帰分析を実施 回帰式 $y = dx + ex + f$ 当年4月分の平均気温を算出 13.4℃ 前年4月分の平均気温を算出 12.2℃ 当年4月分の想定原単位を算出（上記回帰式により） 210 kWh／kW 前年4月分の想定原単位を算出（上記回帰式により） 215 kWh／kW 9.5億kWh × 210／215 = 9.3億kWh 合計 93.2億kWh + 9.3億kWh = 102.5億kWh

手順		説明
検針日数按分	考え方	4月分の想定販売電力量を4月検針日数比率で按分し、前山需要を算出
	具体例	【4月分の平均検針日数に占める前山比率】 前山比率 59.0% … 算定方法は 45 102.5億kWh × 59.0% = 60.5億kWh

手順		説明																								
当期の発受電電力量を確認		2 0 1 9 年 3 月（3 / 1 ～ 3 / 3 1）の発受電電力量 1 0 0 億 k W h																								
損失電力量を控除	考え方	託送供給約款で定めている約款ロス率を用いて損失電力量を想定（発受電電力量×ロス率） 約款ロス率（圧別）を前年同月の販売電力量実績の構成比で加重平均し、平均ロス率を算定 （当年の販売電力量が確定していないため、前年同月値で加重平均）																								
	具体例	【平均ロス率の算定】 (単位：億kWh)<table><tr><th></th><th>低圧</th><th>高圧</th><th>特高</th><th>計</th></tr><tr><td>①販売電力量</td><td>39</td><td>34</td><td>33</td><td>106</td></tr><tr><td>②約款ロス率</td><td>7.9%</td><td>4.5%</td><td>2.9%</td><td>15.3%</td></tr><tr><td>③＝①×②</td><td>3.1</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>5.6</td></tr><tr><td colspan="4">加重平均（③計÷①計）</td><td>5.25%</td></tr></table> 【損失電力量の算定】 1 0 0 億 k W h × 5 . 2 5 % = 5 . 2 5 億 k W h 【損失電力量控除後の電力量】 1 0 0 億 k W h − 5 . 2 5 億 k W h = 9 4 . 7 5 億 k W h		低圧	高圧	特高	計	①販売電力量	39	34	33	106	②約款ロス率	7.9%	4.5%	2.9%	15.3%	③＝①×②	3.1	1.5	1.0	5.6	加重平均（③計÷①計）			
	低圧	高圧	特高	計																						
①販売電力量	39	34	33	106																						
②約款ロス率	7.9%	4.5%	2.9%	15.3%																						
③＝①×②	3.1	1.5	1.0	5.6																						
加重平均（③計÷①計）				5.25%																						
月末需要を控除	考え方	月末需要の実績値を損失電力量控除後の電力量から控除																								
	具体例	【月末需要の実績値】 2 0 1 9 年 3 月 4 0 億 k W h 【損失電力量・月末需要控除後の電力量】 9 4 . 7 5 億 k W h − 4 0 億 k W h = 5 4 . 7 5 億 k W h																								

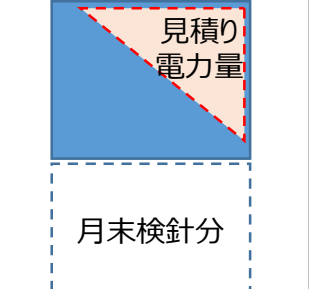
＜手法A＞

・手法Aは3月の発受電電力量から②を差し引くことで、4月分の前山部分（＝見積り電力量）を算定する方法

手順		説明
前月の後山を控除 	考え方	損失電力量・月末需要控除後の電力量から前月の後山需要相当を控除
	具体例	【2019年3月分の分散検針需要】 40億kWh 【2019年3月分の後山比率】 40% … 検針日数のうち当月分の占める割合（算定方法は 45） $54.75 \text{ 億 kWh} - (40 \text{ 億 kWh} \times 40\%) = 38.75 \text{ 億 kWh}$

＜手法B＞

・手法Bは3月の発受電電力量を4月分の前山部分の平均検針日数（3月に属する日数）で按分することで、4月分の前山部分（＝見積り電力量）を算定する方法

手順		説明
平均検針日数按分 	考え方	損失電力量・月末需要控除後の電力量に4月計上の前山平均検針日数比率を乗じて算定
	具体例	【2019年4月計上の前山平均検針日数】 17.5日 … 検針日数のうち前月分の日数（算定方法は 45） $54.75 \text{ 億 kWh} \times (17.5 \text{ 日} \div 31 \text{ 日}) = 30.91 \text{ 億 kWh}$

平均検針日数および前山・後山比率の算出方法

日程	3月 検針日	4月 検針日	検針期間	※3月検針日～4月検針日	
				3月日数	4月日数
01	1	2	32	31	1
02	2	3	32	30	2
03	5	4	30	27	3
04	6	5	30	26	4
05	7	6	30	25	5
08	8	9	32	24	8
09	9	10	32	23	9
10	13	11	29	19	10
11	14	12	29	18	11
12	15	13	29	17	12
15	16	16	31	16	15
16	19	17	29	13	16
17	20	18	29	12	17
18	22	19	28	10	18
19	23	20	28	9	19
22	26	23	28	6	22
23	27	24	28	5	23
24	28	25	28	4	24
合計			① 534	② 315	③ 219
平均検針日数（①、②、③÷18日程）			29.667	17.500	12.167
前山・後山比率（②÷①、③÷①）				59.0%	41.0%

【40 P】
平均検針日数

【44 P】
手法 B の前山
平均検針日数

【44 P】
手法 A の
後山比率

【42 P】
前山比率

:3Q、:1Q		(単位：百万円)						
		A社	B社	C社	D社	E社	F社	6社平均
検針 〔実績1〕	見積り結果							
	(前年度見積り部分)							
	(当年度見積り部分)							
	〔実績1〕からの乖離幅	-	-	-	-	-	-	-
	〔実績1〕との乖離率	-	-	-	-	-	-	-
準検針 〔実績2〕	見積り結果							
	(前年度見積り部分)							
	(当年度見積り部分)							
	〔実績1〕からの乖離幅							
	〔実績1〕との乖離率	+1.19%	▲1.89%	▲2.32%	▲2.26%	▲1.21%	▲0.87%	▲1.23%
見積り ①	見積り結果							
	(前年度見積り部分)							
	(当年度見積り部分)							
	〔実績1〕からの乖離幅							
	〔実績1〕との乖離率	+1.36%	▲0.30%	▲1.11%	▲1.57%	▲1.78%	+0.24%	▲0.53%
見積り ②	見積り結果							
	(前年度見積り部分)							
	(当年度見積り部分)							
	〔実績1〕からの乖離幅							
	〔実績1〕との乖離率	+1.16%	▲2.57%	▲1.81%	▲1.88%	▲2.04%	▲0.19%	▲1.22%
見積り ③	見積り結果							
	(前年度見積り部分)							
	(当年度見積り部分)							
	〔実績1〕からの乖離幅							
	〔実績1〕との乖離率	+1.64%	▲1.95%	▲2.14%	▲2.61%	▲2.19%	▲0.96%	▲1.37%
見積り ④	見積り結果							
	(前年度見積り部分)							
	(当年度見積り部分)							
	〔実績1〕からの乖離幅							
	〔実績1〕との乖離率	+1.07%	▲2.39%	▲2.51%	▲3.63%	▲3.05%	▲1.19%	▲1.95%

:3Q、:1Q		(単位：百万円)						
		A社	B社	C社	D社	E社	F社	6社平均
検針 〔実績1〕	見積り結果							
	(前年度見積り部分)							
	(当年度見積り部分)							
	〔実績2〕からの乖離幅							
	〔実績2〕との乖離率	▲1.17%	+1.92%	+2.37%	+2.32%	+1.22%	+0.88%	+1.26%
準検針 〔実績2〕	見積り結果							
	(前年度見積り部分)							
	(当年度見積り部分)							
	〔実績2〕からの乖離幅	－	－	－	－	－	－	－
	〔実績2〕との乖離率	－	－	－	－	－	－	－
見積り ①	見積り結果							
	(前年度見積り部分)							
	(当年度見積り部分)							
	〔実績2〕からの乖離幅							
	〔実績2〕との乖離率	+0.17%	+1.61%	+1.23%	+0.71%	▲0.58%	+1.12%	+0.71%
見積り ②	見積り結果							
	(前年度見積り部分)							
	(当年度見積り部分)							
	〔実績2〕からの乖離幅							
	〔実績2〕との乖離率	▲0.03%	▲0.69%	+0.51%	+0.39%	▲0.84%	+0.69%	+0.00%
見積り ③	見積り結果							
	(前年度見積り部分)							
	(当年度見積り部分)							
	〔実績2〕からの乖離幅							
	〔実績2〕との乖離率	+0.44%	▲0.07%	+0.18%	▲0.35%	▲0.99%	▲0.09%	▲0.15%
見積り ④	見積り結果							
	(前年度見積り部分)							
	(当年度見積り部分)							
	〔実績2〕からの乖離幅							
	〔実績2〕との乖離率	▲0.12%	▲0.51%	▲0.20%	▲1.40%	▲1.87%	▲0.32%	▲0.74%

- 四半期についても、「〔実績1〕検針日基準」と「見積り値」との差（ $-c+d$ ）を各社別に確認
- 乖離率はバラつきがあるものの最大で▲3.63%（仮に売上高2,500億円とすれば、▲90億円の影響）
※四半期の場合、期首と期末で季節性が異なるため、年度末に比べてプラス側あるいはマイナス側に振れる傾向
- 四半期は年度に比べて乖離率が大きくなっており、また同様に利益水準が低いため、損益に与える影響度合いはより一層大きくなる
- また、年度と同様2020年度以降は法的分離により利益水準が小さくなるため、影響度合いは更に大きくなる

【〔実績1〕と見積り①～④の乖離率】

	A社	B社	C社	D社	E社	F社	6社平均
見積り①	+1.36%	▲0.30%	▲1.11%	▲1.57%	▲1.78%	+0.24%	▲0.53%
見積り②	+1.16%	▲2.57%	▲1.81%	▲1.88%	▲2.04%	▲0.19%	▲1.22%
見積り③	+1.64%	▲1.95%	▲2.14%	▲2.61%	▲2.19%	▲0.96%	▲1.37%
見積り④	+1.07%	▲2.39%	▲2.51%	▲3.63%	▲3.05%	▲1.19%	▲1.95%

（参考）年度における〔実績1〕と見積り①～④の乖離率

	A社	B社	C社	D社	E社	F社	6社平均
見積り①	▲0.01%	+0.30%	+0.17%	▲0.02%	+0.05%	+0.03%	+0.09%
見積り②	+0.13%	+0.59%	+0.46%	+0.30%	+0.13%	+0.09%	+0.29%
見積り③	+0.04%	+0.54%	+0.11%	▲0.13%	+0.27%	▲0.10%	+0.12%
見積り④	+0.26%	+0.66%	+0.34%	▲0.03%	+0.15%	+0.16%	+0.25%

- 四半期についても見積り手法別に確認
- 四半期は年度に比べて期末月の気温影響が大きいので、〔実績1〕・①の乖離が比較的大きいが、②～④の手法についても各社によって乖離幅は異なり、合理的な手法を特定することは困難
- また、四半期と年度で傾向に規則性が見出せず、通年で合理的と言える手法の特定は更に難しい

<〔実績2〕検針日基準の日割り補正值との差>

(単位：億円)

	〔実績1〕－〔実績2〕	①－〔実績2〕	②－〔実績2〕	③－〔実績2〕	④－〔実績2〕
A社					
B社					
C社					
D社					
E社					
F社					

【〔実績2〕からの乖離順（絶対額での比較）】

	A社	B社	C社	D社	E社	F社
乖離 大 乖離 小	〔実績1〕	〔実績1〕	〔実績1〕	〔実績1〕	④	①
	③	①	①	④	〔実績1〕	〔実績1〕
	①	②	②	①	③	②
	④	④	④	②	②	④
	②	③	③	③	①	③

	検針日基準を代替的取扱いとする場合	検針日基準を最善の見積りとする場合
考え方	検針日基準による収益計上を継続	検針日基準による金額を見積り結果として用いる (期首と期末の三角形が同じと見積る) 「d.期首の三角形=e.期末の三角形」と前提を置き、 検針日基準に基づく収入(請求)金額を4/1～3/31の収益とみなす
会計基準変更の要否	必要	不要 (会計基準の原則に基づく対応となる)
適用初年度の取扱い	不要	剰余金調整が必要 (下記の三角形部分)
注記の要否	見積りをしていない理由を記載する、もしくは何も記載しない ※原則適用の影響額を注記する方法も考えられる	必要 (見積り方法等)